

※
15%
割引

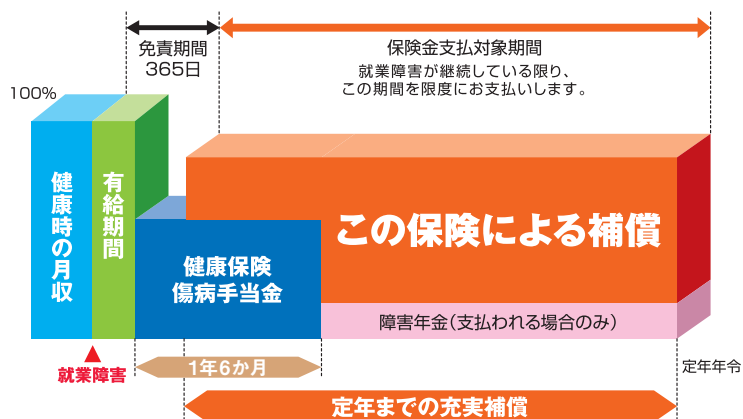
GLTD

(団体長期障害所得補償保険)

GLTD(団体長期障害所得補償保険)とは

- 病気やケガで長期にわたり働けない場合に、収入を補償します。
- 入院のみでなく自宅治療も補償します。
- 退職後や、職場復帰後もケガまたは病気の影響により健康時の業務に一部従事できず、所得が健康時の80%を下回った場合、所得喪失率に応じて補償が続きます。
- 福利厚生制度に合わせ、全員加入型と従業員の自助努力制度(任意加入型)を組み合わせるなどオーダーメイドの設計が可能です。
- 所定の精神疾患による就業障害も補償します(オプション)。
- 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による身体障害による就業障害も補償します(オプション)。

■ 団体長期障害所得補償保険のイメージ図(全員加入型)



ケガや病気により「長期間働くことができない場合」の影響とは

- 長期間働くことができない場合の従業員とご家族のみなさまへのインパクトについて、従業員のみなさまの立場から、万一従業員のみなさまが「亡くなられた場合」と比較してみます。
- 下の表のとおり、ケガや病気で「長期間働くことができない場合」には、死亡と同程度かもしくはそれ以上の備えが、様々な局面において必要となると考えられます。

	亡くなられた場合	長期間働くことができない場合
給与	死亡退職金・弔慰金の給付	休職後の退職で 収入ストップ
公的給付	遺族年金の給付	(重度の場合のみ)障害年金の給付
住宅ローン	団体信用生命保険により完済	返済が 継続*
生命保険	死亡保険金の給付	保険料支払いが 継続*
公的年金	保険料支払いは不要	保険料支払いが 継続
生活費	本人分は不要	引続き 必要
教育費	引続き 必要	引続き 必要
医療費	不要	さらに 必要



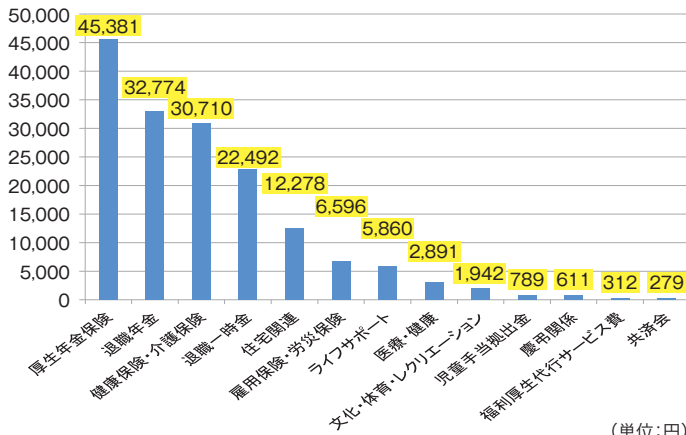
長期間働くことができない場合のインパクトは非常に大きいと考えます。
そのようなときに備える福利厚生制度を実現するため、

GLTD (団体長期障害所得補償保険)をおすすめします。

*一部、支払いが免除される場合もあります。

GLTDの費用イメージと導入メリット

従業員1人1か月あたりにかかる福利厚生コストは下のグラフのとおりです。他の福利厚生制度と比較して、多額の費用を要するというものではないということがわかります。



一社)日本経済団体連合会「第59回 福利厚生費調査結果報告2014年度(2014年4月~2015年3月)」より

保険始期時点の満年齢	GLTD保険料例	
	男性	女性
15-24才	644	375
25-29才	615	417
30-34才	640	530
35-39才	771	950
40-44才	1,188	1,748
45-49才	1,566	2,337
50-54才	1,699	2,438
55-59才	1,659	2,071

《上記プランの条件》
 従業員全員加入型(被保険者:100名) 保険金対象期間:60才まで
 払込方法:月払い 免責期間:365日
 定率型(公的給付控除あり) 精神障害補償特約あり
 約定給付率:60% (支払限度24ヶ月)
 保険金額(支払基礎所得額):360万円 天災危険補償特約なし
 ※各企業の皆様のニーズに合わせ、上記以外のプランも設計可能です。

先進的な補償

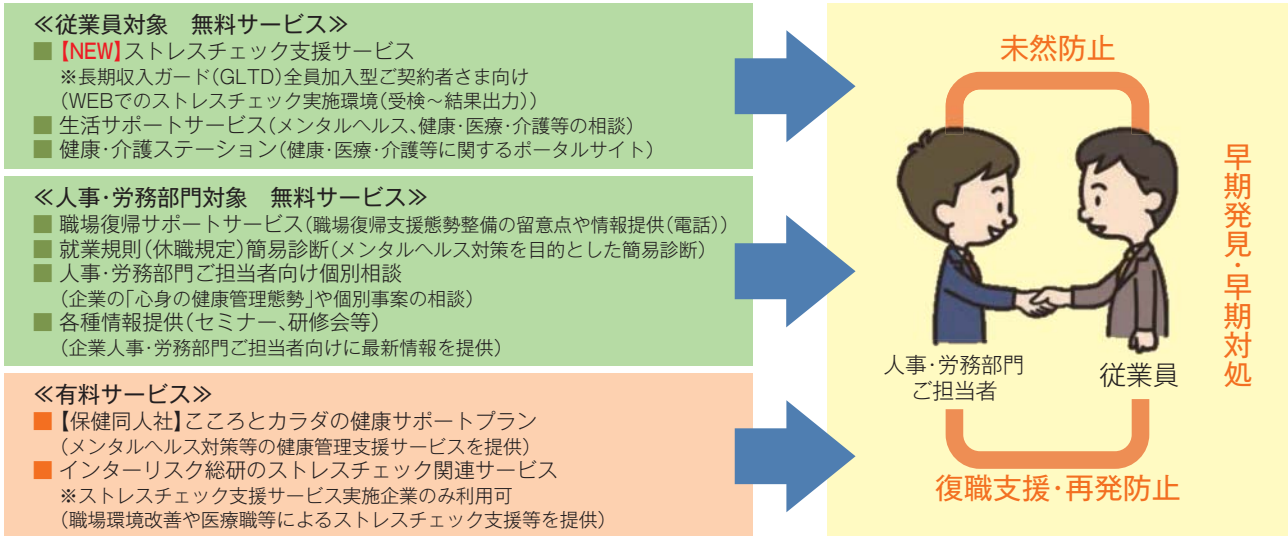
日本ではまだ導入企業数が少なく、本制度の導入により「先進的な福利制度」とのPRになります。また、他社比優位性の認知が広がることで優秀な人材の確保に繋がります。

他制度と重複しない補償の提供

健康保険等の社会保障では補償されない、「長期の就業障害=収入減」に対応する制度であり、他制度との重複による無駄なコストが発生しません。

GLTDのご加入企業向けサービス(GLTDサービスパック)

●GLTDご加入企業は、GLTDに付帯するサービス「GLTDサービスパック」がご利用いただけます。「GLTDサービスパック」には、企業のメンタルヘルス対策等の健康管理に関わる支援を目的として、引受保険会社が提案する無料サービスと、必要に応じて企業の個別ニーズに対応する有料サービスをご用意しております。メンタルヘルス対策は企業にとって喫緊の課題になっています。貴社取組みの一助としてぜひご採用ください。



《保険期間:平成29年7月1日午後4時から平成30年7月1日午後4時までの1年間》

※前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

※このご案内は保険の概要を説明したものです。詳しくは「企業リスクプロテクション・プログラム」をご覧ください。また、ご不明な点については取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

取扱代理店 **三井物産インシュアランス株式会社** 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-1 神田須田町スクエアビル11階
 本店 TEL:03-5297-6226 東北支店 TEL:022-264-5086 関西支店 TEL:06-6226-2831
 北海道支店 TEL:011-213-3083 中部支店 TEL:052-584-2171 九州支店 TEL:092-271-8203

引受保険会社 **三井住友海上火災保険株式会社** 企業営業第二部物産営業第二室
 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL:03-3259-4248 FAX:03-3291-7465